令和８年（フ）第４６６９号
大阪府豊中市豊南町西１丁目15番18―303号
債務者　馬渡めぐみ（旧姓川口）
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６７８号
大阪府枚方市牧野北町10番34―503号
債務者　福本万里子（法定代理人成年後見人川島幹子）
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７４１号
大阪市城東区諏訪４丁目６番22号　エレガントライフ新光　802号
債務者　森谷加代美
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７６７号
大阪府茨木市鮎川１丁目20番６号、前住所東京都台東区橋場１丁目９番３―605号　グレイスフルリッチ
債務者　嵯川菜々美
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８００号
大阪市都島区中野町１丁目12番８号　ラ・フォーレ桜宮　401号
債務者　山田　夏音
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８３１号
大阪市中央区難波千日前６番16号　メゾンブラン難波503号
債務者　山本　知弘
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８５５号
大阪市東淀川区東淡路１丁目６番33号
債務者　坂本　紀子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８９６号
大阪市此花区伝法２丁目２番２―1207号
債務者　南　　雅弘
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９３２号
大阪市平野区加美東４丁目17番26―517号
債務者　山川　政由
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１６号
長崎県長崎市江の浦町18番１号、旧住所長崎県長崎市西山２丁目30番７号
債務者　大西　輝男
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５０号
長崎県長崎市畝刈町1613番地32　県営住宅三重第２団地Ｉ棟405号
債務者　満井亜由美
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３８号
長崎県南島原市口之津町甲2140番地
債務者　椎名　リサ
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第１５３号
長崎県佐世保市棚方町207番地22　コーポ棚方Ａ102号
債務者　野中　綾乃
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１２８号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4573番地26　ミマタハイツ105号室、前住所鹿児島県鹿児島市桜ケ丘１丁目７番地３
債務者　佐々木久美子（旧姓鹿籠六）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第６５号
北海道小樽市新光１丁目18番13号
債務者　森川　裕史
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第６３号
青森県十和田市大字三本木字野崎116番地３　救護施設　誠幸園
債務者　河原　敏幸
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第６５号
青森県三戸郡五戸町大字切谷内字粒ケ谷地25番地
債務者　下田　文子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
青森地方裁判所十和田支部